平成２２年（フ）第１８６号
長崎県佐世保市折橋町540番地18
債務者　吉田みちよ
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷364番地269
債務者　香田美宝子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
長崎県北松浦郡佐々町皆瀬免1045番地107
債務者　西脇　敏彦
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
長崎県佐世保市江迎町猪調1053番地、旧住所長崎県佐世保市江迎町猪調563番地１
債務者　川崎　邦彦
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
長崎県佐世保市花高２丁目１－３－301、住民票上の住所長崎県佐世保市十郎新町６番３号　A－３棟106号
債務者　中里　幸江
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
長崎県佐世保市矢峰町194番地２　第一宮崎マンション407、旧住所福岡市東区香椎駅前１丁目３番15―213号
債務者　寺師　芳子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
長崎県佐世保市早苗町149番地12
債務者　宮崎美津子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
島根県大田市大田町大田イ205－３　田中アパート西三201号室、住民票上の住所島根県大田市久手町刺鹿846番地２
債務者　玉川　美幸
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第８７号
島根県出雲市武志町601番地１　ハイツピュアティー201
債務者　芳原　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第８８号
島根県出雲市大社町中荒木1720番地
債務者　原　　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１９６号
北海道広尾郡大樹町字石坂375－２、住民票上の住所北海道広尾郡大樹町字石坂380番地２
債務者　岡田　幸治
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
長崎県佐世保市須田尾町421番地２
債務者　青井　眞一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
長崎県佐世保市大潟町725番地29、旧住所長崎県西海市西海町太田和郷1017番地４
債務者　手塚　彰吾
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
長崎県佐世保市大潟町16番地１　ウエストハウス101号、旧住所長崎県佐世保市大潟町290番地18
債務者　城山　徳治
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
広島県福山市駅家町大字法成寺2253番地
債務者　吉岡　和之
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係